

# 第 1 外部監査の概要

## 1.1 外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

## 1.2 外部監査のテーマ

### 1.2.1 選定したテーマ

市税事務について

### 1.2.2 テーマの選定理由

札幌市の市税は、現在、札幌市の自主財源として、歳入の約 3 割を占めている。昨今の経済状況の改善の中で、市税収入は、ここ 3 年間でみると一応増加傾向にある。しかし、札幌市を取り巻く経済状況の好転が続くことが約束されている訳ではなく、札幌市の歳入として市税が安定した財源となり得るかは、多くの前提条件が必要となる。特に、少子高齢化の問題は、今後の市税への影響が避けられないものである。地方自治体における人口減少問題は、市税に対する大きな壁であり、どのような対応が必要であるかは喫緊の課題である。

その問題に取り組む前提には、市税事務に対する市民からの理解と信頼が得られなければならない。それは、現在の納税者だけでなく、将来、市税の納税者となりうる子供たちも含まれている。安定した財源となるための担保として、納税者から信頼される市税事務が実現されることが重要であり、札幌市の市税事務が課税の公平を実現しつつ、効率的で効果的に行われているかどうか、市民も注目しており、今回のテーマとして選定した。

## 1.3 外部監査の実施期間

平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 2 月 26 日まで

なお、監査対象期間は、原則として平成 26 年度とするが、必要に応じて過年度にも遡

及するとともに、平成 27 年度以降の予算等についても言及している。

## 1.4 外部監査の方法

### 1.4.1 監査の要点

以下の点を中心に監査を行った。

- 1 札幌市の税務事務について、各区役所で行われていた市税事務が 5 つの市税事務所へ組織改編された平成 22 年 10 月以降、経済性、効率性及び有効性の観点から実施されているかどうか。
- 2 札幌市の税務事務について、課税の公平の観点から実施されているかどうか。
- 3 札幌市の税務事務について、今後の課題として掲げるものがあるかどうか。

### 1.4.2 監査の範囲

札幌市財政局税政部（以下、本報告書において「税政部」という。）、中央市税事務所、北部市税事務所、東部市税事務所、南部市税事務所、西部市税事務所及び関係機関を対象とする。

### 1.4.3 監査の手続

#### 1 関係書類の閲覧及び分析

税政部が公表している情報及び提出依頼した資料の分析を行う。

#### 2 関係者への質問

現地へ赴き、担当者及び関係者へのヒアリングや資料分析した結果について聞き取り調査を行う。

### 3 各事務所への現地調査

現地での視察、調査依頼したものの現地確認及び実査を行う。

### 4 監査により抽出された問題点についての改善策等の検討

各種調査をした内容から問題点を抽出し、改善策などの検討を行う。

### 5 往査日時

平成 27 年 7 月 31 日から平成 27 年 8 月 7 日まで 税政部

平成 27 年 9 月 14 日から平成 27 年 9 月 18 日まで 中央市税事務所

平成 27 年 10 月 19 日 北部市税事務所

平成 27 年 10 月 20 日 南部市税事務所

平成 27 年 10 月 26 日 東部市税事務所

平成 27 年 10 月 27 日 西部市税事務所

その他必要に応じて適宜、追加往査を実施した。

## 1.5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

### 1.5.1 包括外部監査人

税理士 久保 英樹

### 1.5.2 外部監査補助者

税理士 楠本 哲朗

税理士 上田 陽介

弁護士 平松 桂樹

## 1.6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査対象事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

## 1.7 計算単位

本報告書では、特に明記していない限り、計算単位未満の金額、％等は四捨五入で表示している。そのため合計欄の数値と内部の合計額と一致していない場合がある。